

子育て支援型共同住宅推進事業

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境(スマートウェルネス住宅)を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット登録住宅の整備、先導的な住環境整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援。

① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

○ サービス付き高齢者向け住宅の整備費に対して支援を実施

【住宅】	新築 1/10等 (上限 70・120・135万円/戸※)	※床面積等に応じて設定
	改修 1/3 (上限 195万円/戸等)	ZEHレベルの整備の場合は1.2倍
	既設改修※ 1/3 (上限 10・35万円/戸等)	

※IoT技術導入工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修、止水板設置等工事 等

【高齢者生活支援施設】	新築	1/10 (上限1,000万円/施設)
	改修・既設改修※	1/3 (上限1,000万円/施設)

※地域交流施設等の整備

② セーフティネット住宅改修事業 (住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業)

※社会資本整備総合交付金等による支援も実施

○ 既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合及びこれに子育て支援施設を併設する場合の改修費に対して支援を実施

補助率: 1/3 補助限度額: 50万円/戸 1,000万円/施設 等

対象工事: バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事、「新たな日常」に対応するための工事、省エネ改修工事 等

③ 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

○ 介護予防や健康増進、多世代交流、子育て世帯への支援等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組として選定されるものに対して支援を実施

補助率: 新築1/10、改修2/3、技術の検証等に係る費用2/3

④ 地域生活拠点型再開発事業

○ 子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等に対して、集中的・重点的に支援を実施

補助率: 国1/3 (ただし地方公共団体の補助する額の1/2以内)

補助対象: 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費

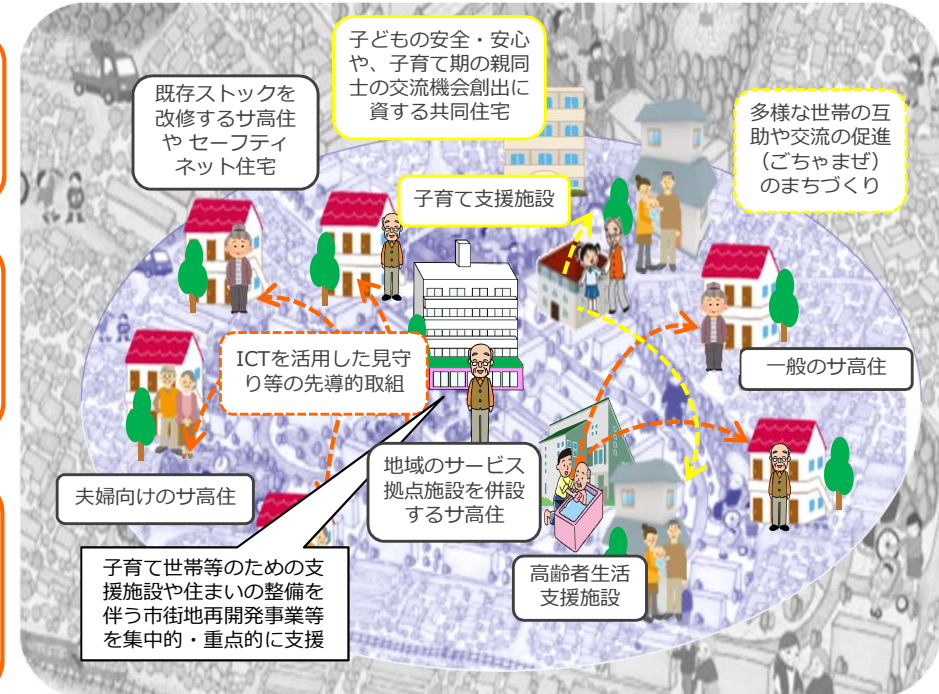
⑤ 子育て支援型共同住宅推進事業

○ 子どもの安全・安心や、子育て期の親同士の交流機会創出に資する共同住宅整備 (賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修) に対して支援を実施

補助率: ①「子どもの安全確保に資する設備の設置」: 新築1/10、改修1/3 (上限100万円/戸)

②上記①と併せて、「居住者等による交流を促す施設の設置」: 新築1/10、改修1/3 (上限500万円/戸)

※賃貸住宅の新築に対する補助の際は、上記②を必須とする。



事業の要旨

共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象とした以下の取組を支援することにより、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境の整備を進める。

・**事故や防犯対策などの子どもの安全・安心の確保に資する住宅の新築・改修** / 子育て期の**親同士の交流機会の創出**のため、居住者間の**つながりや交流を生み出す施設の設置**

事業の概要

○補助対象となる共同住宅

・賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修 ※複数棟の申請をする場合、棟単位で申請・対象条件等を満たす必要あり

○補助内容（下表の「取り組み事項（補助対象）」参照）

- ①「**子どもの安全確保に資する設備の設置**」に対する補助：補助対象事業費のうち、新築1/10、改修1/3（上限100万/戸）
- ②「**居住者等による交流を促す施設の設置**」に対する補助：補助対象事業費のうち、新築1/10、改修1/3（上限500万）

子どもの安全確保に資する設備の設置

※新築は全項目実施必須／改修は⑥・⑫・⑮・⑯・⑰の事項の実施必須

目的		取り組み事項（補助対象）
視点	配慮テーマ	
住宅内での事故防止	(1) 衝突による事故を防止する	① 造りつけ家具の出隅等の衝突事故防止工事（面取り加工） ② ドアストッパー又はドアクローザーの設置
	(2) 転倒による事故を防止する	③ 転倒による事故防止工事（洗面・脱衣室の床はクッション床） ④ 人感センサー付玄関照明設置 ⑤ 足元灯等の設置
	(3) 転落による事故を防止する	⑥ 転落防止の手すり等の設置
	(4) ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する	⑦ ドアや扉へ指詰め防止工事
	(5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する	⑧ 子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置 ⑨ チャイルドフェンス等の設置
	(6) 感電や火傷を防止する	⑩ シャッター付コンセント等の設置 ⑪ 火傷防止用カバー付き水栓、サーモスタット式水栓等の設置 ⑫ フェルトロックや立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置
子どもの様子の見守り	(7) 子どもの様子を把握しやすい間取りとする	⑬ 対面形式のキッチンの設置 ⑭ 子供を見守れる間取りへの工事（キッチンに面したリビング） ⑮ 防犯性の高い玄関ドア等の設置
不審者の侵入防止	(8) 不審者の侵入を防止する	⑯ 防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置 ⑰ 防犯カメラ設置
災害への備え	(9) 災害時の避難経路の安全を確保する	⑱ 家具の転倒防止措置のための下地処理工事 ⑲ 避難動線確保工事

補助対象のイメージ

- **子どもの安全確保に資する設備**
浴室扉への外鍵設置や窓からの転落防止



- **交流を促す施設**
交流場所として利用できる多目的室や、プレイロットを設置



居住者等による交流を促す施設の設置

※以下のうち2項目以上を実施／新築は必須、改修は補助対象とする場合のみ

取り組み事項（補助対象）
⑳ 交流場所として利用できる多目的室 [キッズルーム・集会室] の設置
㉑ プレイロット [遊具・水遊び場・砂場] の設置
㉒ 家庭菜園の設置
㉓ 交流用ベンチの設置

子育て支援型共同住宅推進事業の事業要件・交付申請者

事業の要件

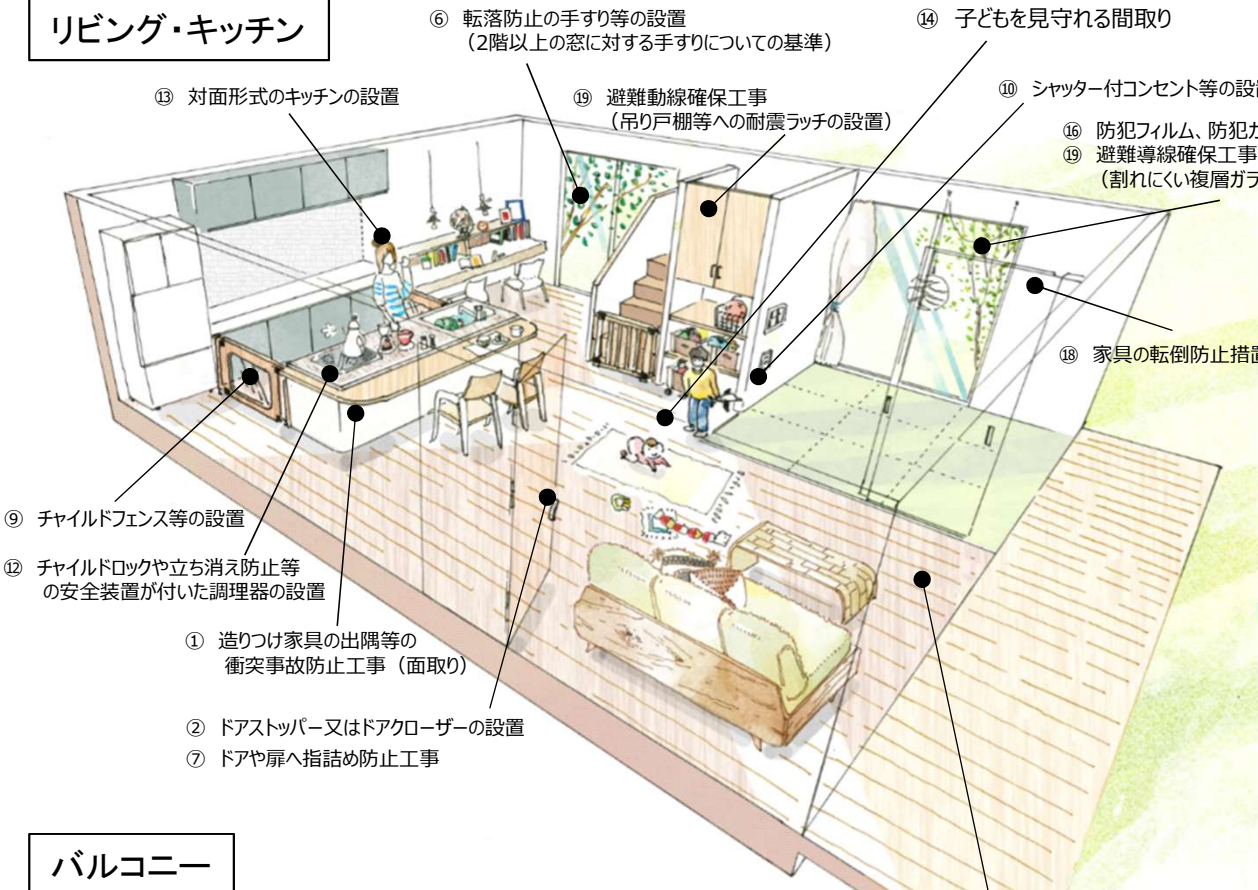
	賃貸住宅建設型	賃貸住宅改修型	マンション改修型
①	賃貸住宅の入居者（世帯）又は分譲マンションの居住者が、子育て世帯（※1）であること（※2）。 ※1 小学生以下の子どもを養育している世帯 ※2 賃貸住宅においては、募集開始から3か月間は子育て世帯に限定して入居者募集を行うこと。3か月以上の間、入居者を確保できない場合は、子育て世帯以外の者を入居させることができる。		
②	住戸の専有部分が40㎡以上であること。		
③	対象住戸を含む建物は新耐震基準に適合していること。		
④	建物の所在地が土砂災害特別区域に該当しないこと。		
⑤	住宅が省エネ基準に適合していること。		
⑥	上記①～⑤の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」を整備する住戸が1棟当たり5戸以上であること。		
⑦	「居住者等による交流を促す施設」を整備する場合、上記①～③の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」の実施必須事項の整備水準を満たす住戸が1棟当たり5戸以上であること。		

補助を受ける者（交付申請者）

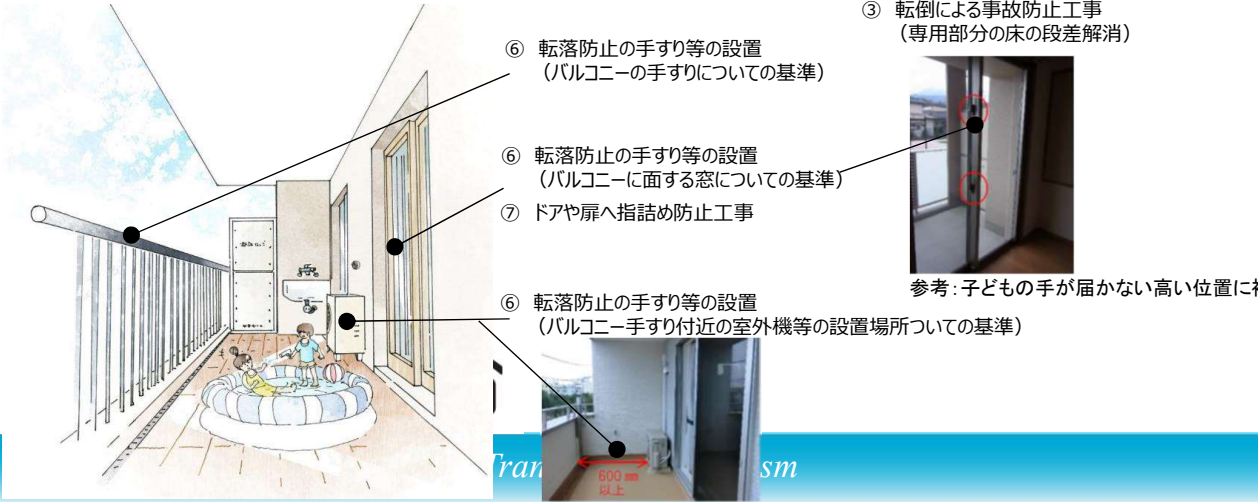
	賃貸住宅建設型	賃貸住宅改修型	マンション改修型
交付申請者	賃貸住宅所有者（オーナー）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅所有者（オーナー） ・サブリース事業者（賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合） ・賃借人（自身が子育て世帯であり、かつ賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分所有者（自身が子育て世帯である居住者） ・マンション管理組合

「子どもの安全確保に資する設備の設置」整備イメージ

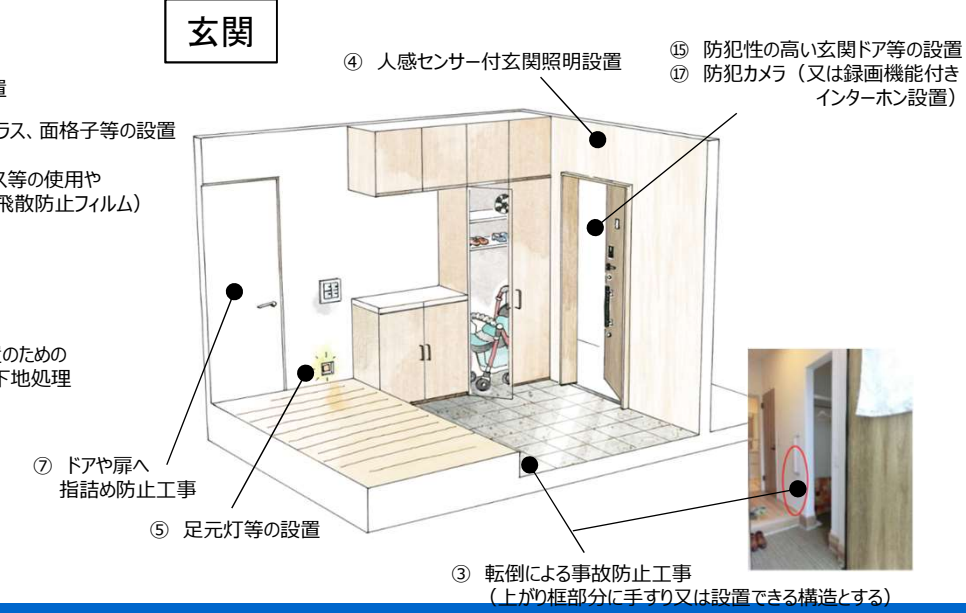
リビング・キッチン



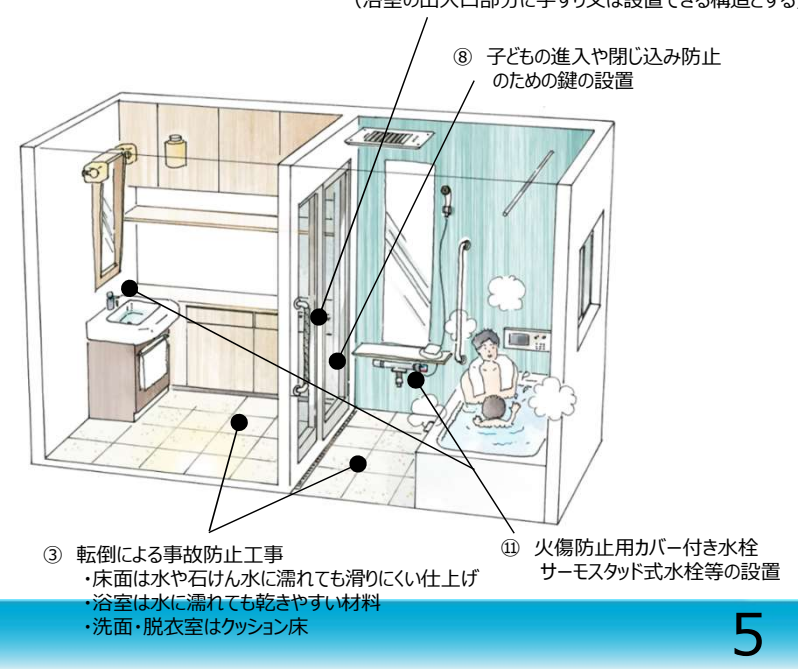
バルコニー



玄関



浴室及び洗面・脱衣室



3年度事業の執行状況

- 募集開始：令和4年1月20日～令和4年5月31日
- 改修案件の物件の建築時期 1980年代：2件、1990年代：3件

4年度事業の執行状況

- 応募期間：令和4年6月1日～令和5年2月28日

申請案件の実例等

○賃貸住宅の新築の例

物件概要：北海道札幌市、5階建RC造40戸、1LDK若しくは1SLDK

補助額：4,000万

工事内容：「子どもの安全確保に資する設備」全項目＋「居住者等による交流を促す施設」（プレイロット、交流用ベンチ）の設置

○賃貸住宅の改修の例

物件概要：福岡県北九州市、築37年、6階建RC造30戸（うち2戸改修）、1LDK

補助額：200万（上限額）

工事内容：転倒事故防止（床の段差解消）、対面形式キッチンの設置など

改修工事：対面キッチン



改修工事：滑りにくい床



応募事業者の声

応募事業者3社（A（賃貸改修）、B（賃貸改修）、C（賃貸新築））に対しヒアリング

○今回応募した理由

- ・競合物件との差別化ができる（A、B、C）
- ・子育て世帯への訴求力を高めるため（B）
- ・防犯性の高い住戸としたいため（C）
- ・新築のタイミングが今回の補助金制度の実施期間に合致したため（C）

○本事業をどこで知ったか

- ・リフォーム業者からの営業（A、B）
- ・事業事務局HP（C）